

# 第4章 事業計画

## 教育・保育

### 施設・事業

小学校就学前のこどもが日常的に通う施設・事業は次のように区分されます。

子ども・子育て支援新制度のもと、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。また、新たに少人数の子どもを保育する事業「地域型保育事業」を創設し、保育の場を確保します。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3～5歳
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳
	保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
地域型保育事業	家庭的保育事業	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業	0～2歳
	小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業	当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業	
	事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業	

### 支給認定の区分

子ども・子育て支援新制度においては、施設・事業を利用するにあたり認定を受ける必要があります。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
子どもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる主な施設・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園</li> <li>●認定こども園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園</li> <li>●保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園</li> <li>●保育所</li> <li>●地域型保育事業</li> </ul>
利用できる時間	教育標準時間 (4時間程度の教育時間)	〈月120時間以上勤務している場合〉 保育標準時間(1日11時間まで) 〈月48時間以上120時間未満勤務している場合〉 保育短時間(1日8時間まで)	

## 量の見込みと提供体制の確保

教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みに対応するよう提供区域と区分ごとに各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとします。

また、地域の実情に応じて、提供区域を市全域、または行政区でそれぞれ設定しています。

教育・保育						平成31年度			
量の見込み	市内 他市 小計	平成27年度			3号	1号	2号		3号
		1号	教育利用	保育利用			教育利用	保育利用	
①合計	26,741	26,741	3,373	28,860	22,272	26,919	3,395	30,705	24,394
	804	27,545	幼稚園利用児童合計			809			
②合計	30,918	39,626	30,847	22,223	31,123	39,627	32,919	22,149	25,010
②-①	8,708	1,987	▲49		8,504	2,214	616		

※提供区域…1号は市全域、2・3号は行政区に設定

### 地域子ども・子育て支援事業

事業名	提供地域	単位	量の見込みと確保の内容	平成27年度	平成31年度	
1 延長保育事業 (時間外保育事業)	行政区	利用者数	量の見込み	7,705	8,298	
			確保の内容	7,432	8,734	
2 児童いきいき放課後事業・ 留守家庭児童対策事業	市全域	利用者数	低学年 高学年	量の見込み	24,556	24,709
				確保の内容	13,092	13,434
			低学年 高学年	量の見込み	29,491	29,491
				確保の内容	13,813	13,813
3 こどものショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	市全域	延べ利用者数	量の見込み	1,346	1,353	
			確保の内容	1,346	1,353	
4 地域子育て支援拠点事業	行政区	延べ利用者数 実施か所数	量の見込み	67,255	67,492	
			確保の内容	102	129	
5 幼稚園における在園児園児を 対象とした一時預かり(預かり保育)	市全域	延べ利用者数	1号	107,139	107,851	
			2号	876,920	882,744	
			確保の内容	984,059	990,595	
6 一時預かり事業 (幼稚園在園児対象以外)	行政区	延べ利用者数	量の見込み	95,175	95,424	
			確保の内容	82,732	95,424	
7 病児・病後児保育事業 (病児保育事業)	市全域	延べ利用者数	量の見込み	40,749	40,953	
			確保の内容	40,749	40,953	
8 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	市全域	延べ利用者数	就学前 学童期	20,552	20,800	
			就学前 学童期	5,555	5,619	
			確保の内容	20,552	20,800	
9 利用者支援事業	行政区	実施か所数	量の見込み	24	24	
			確保の内容	24	24	
10 妊婦健康診査事業	市全域	対象者数 延べ受診回数	量の見込み	25,223	25,223	
			確保の内容	302,600	302,600	
11 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	対象者数	量の見込み	19,728	19,783	
12 養育支援訪問事業	市全域	対象者数	量の見込み	987	987	

# 第5章 計画の推進にあたって

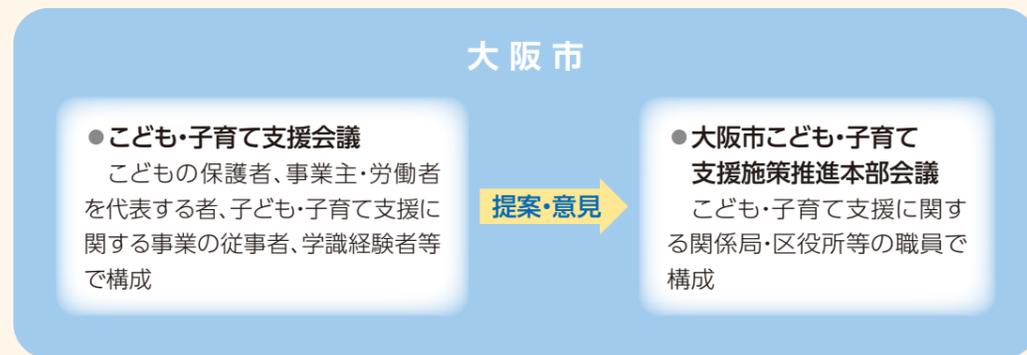
## 計画の推進体制

### ◆こども・子育て支援会議

こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成しており、計画の進捗管理及び検証・改善について意見をいただきます。

### ◆大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するための全庁的な組織で、計画の進捗管理及び検証・改善を行い、施策の一層の充実を図ります。



## 計画の進捗管理及び検証・改善

### ◆検証・改善(PDCA)サイクルの確立

本計画における教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保については、毎年度点検・評価し、必要に応じて計画を見直すこととします。また、その他の個別の事業についても、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

さらに、計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。



### ◆進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

## 自律した自治体型の区政運営

こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設を含む社会福祉法人、学校園、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要とされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。



■この計画の詳細については…「大阪市こども・子育て支援計画」

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000304496.html>

■こども青少年施策全般については…「こども青少年局ホームページ」

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/index.html>